

別添

令和7事務年度

資産税各税の実地調査事務の調査事績等の報告等

## 目次

1 報告等の種類及び期限等	1
2 報告等の種類及び期限等（国際関係）	2
3 報告書作成に当たっての留意事項等	4
(1) 調査概況等連絡せん（別紙様式1）	4
(2) 検査忌避等事案調査票	5
(3) Web調査の実施状況	5
(4) 令和7事務年度「機動調査事績回報書」管理表兼処理事績報告書（別紙様式2）	5
(5) 令和6事務年度 総合譲渡所得の調査等事績一覧（別紙様式3）	5
(6) 令和7事務年度暗号資産に係る実地調査の状況事績（別紙様式4）	5
(7) 電子帳簿保存法における重加算税の加重措置不適用に係る調査事績報告書	6
(8) 継続2管理事案に対する実地調査等の状況（一件別）（別紙様式5-1及び別紙様式5-2）	6
別紙様式1 調査概況等連絡せん	7
別紙様式2 令和7事務年度「機動調査事績回報書」管理表兼処理事績報告書	10
別紙様式3 令和6事務年度 総合譲渡所得の調査等事績一覧	11
別紙様式4 令和7事務年度暗号資産に係る実地調査の状況事績	15
別紙様式5-1 継続2管理事案に対する実地調査等の状況（譲渡 一件別）	18
別紙様式5-2 継続2管理事案に対する実地調査等の状況（相続 一件別）	22

1 報告等の種類及び期限等

文書管理システムにより提出する。

	報告書等の名称	対象期間等	報告期限	提出先	報告様式等
概連	調査概況等連絡せん	不正等を把握した都度 調査完了後	その都度		別紙様式1
調査 関係	検査忌避等事案調査票	発生した都度	その都度	監理第2係	令和5年7月4日付東局課一総 2-15ほか9課合同（指示）
	We b調査の実施状況	令和7年7月～12月処理終了分 令和8年1月～6月処理終了分	令8.1.13(火) 令8.7.1(水)		(別途指示)
その他	令和7事務年度 「機動調査事績回報書」管理表兼処理事績報告書	令和7年7月～12月処理終了分 令和8年1月～6月処理終了分	令8.1.15(木) 令8.7.3(金)	監理第5係	別紙様式2
	令和6事務年度 総合譲渡所得の調査等事績一覧	令和6年7月1日から 令和7年6月30日	令7.8.22(金)	監理第2係	別紙様式3
	令和7事務年度 暗号資産に係る実地調査の状況事績	全期分（7月～6月）	令8.7.3(金)		別紙様式4
	電子帳簿保存法における重加算税の加重措置不適用に係る調査事案報告書	調査終了後	調査終了後、 速やかに		令和5年3月17日付東局課一総 2-1ほか5課合同（指示）
	継続2管理事案に対する実地調査等の状況	調査終了後	調査終了後、 速やかに		別紙様式5-1及び別紙様式5-2

## 2 報告等の種類及び期限等（国際関係）

報告書等の名称	対象期間等		報告期限	提出先	提出方法	報告様式等
海外資産関連事案（相続税）の管理一覧表	署	海外資産関連事案を把握した都度 (相続税は関連資料を別途送付する)	その都度	署国際官	ポータルサイト、局WANメール	別冊2別紙1
海外資産関連事案（贈与税）の管理一覧表						別冊2別紙2
海外資産関連事案（譲渡所得）の管理一覧表						別冊2別紙3
相手国等の税務当局から受領した情報の活用事績について（報告）	署	処理が完了した都度	その都度	署国際官	局WANメール	平15.5.23付東局総総第239号 (事務運営指針)
	署国際官	月ごと	翌月5日	【局】国際官		平21.9.30付東局課一資2-68 ほか1課合同(事務運営指針)
長期出張者から入手した情報の活用結果	署	処理が完了した都度	その都度	署国際官	局WANメール	別冊2別紙5
	署国際官	月ごと	翌月5日	【局】国際官		
外資系金融機関臨場調査連絡せん	署	外資系金融機関の調査を実施した都度	その都度	署国際官	局WANメール	平21.7.8付東局課一総5-15 (事務運営指針)
	署国際官	連絡があった都度	その都度	【局】国際官		
国際取引連絡せん	署	海外取引に係る租税回避行為が想定される事実を把握した都度	その都度	署国際官	局WANメール	別冊2別紙6
	署国際官	連絡があった都度	その都度	【局】国際官		
譲渡所得事案に係る海外投資先連絡せん	署	事実を把握した都度 (海外資産関連事案に係るものを除く。)	その都度	署国際官	局WANメール	別冊2別紙6
	署国際官	連絡があった都度	その都度	【局】国際官		

報告書等の名称	対象期間等			報告期限	提出先	提出方法	報告様式等			
海外資産関連事案の連絡シート	署	処理が完了した都度		処理月末日	署国際官	R I N、 局WAN メール	別冊2別紙8~11			
	署国際官	月ごと		翌月5日	【局】 国際官					
国外転出時課税制度処理状況整理簿 (署)	署	処理が完了した都度		その都度	署国際官	局WAN メール	別途指示 (事務実施要領)			
	署国際官	月ごと		7月7日	【局】 国際官					
令和7事務年度 国外財産調書処理 状況整理簿					別途指示          【局】 国際官	文書管理 システム	別途指示          別途指示 (事務実施要領)			
令和6年分 国外財産調書未提出者 等への対応事績報告書										
令和7事務年度 国外財産調書に係 る調査事績等報告書【所得税】										
令和7事務年度 国外財産調書に係 る調査事績等報告書【相続税】										
令和7事務年度 国外財産調書に係 る調査事績等報告書【贈与税】										
令和7事務年度 財産債務調書処理 状況整理簿										
令和6年分 財産債務調書未提出者 等への対応事績報告書										
令和7事務年度 財産債務調書に係 る調査事績等報告書【所得税】										
令和7事務年度 財産債務調書に係 る調査事績等報告書【相続税】										
令和7事務年度 財産債務調書に係 る調査事績等報告書【贈与税】										
国外送金等調書処理状況整理簿										

### 3 報告書作成に当たっての留意事項等

報告書は、事務年度をまたいでの作成となるものもあるため、作成状況等を確実に後任者に引き継ぎ、提出漏れとなるないように留意する。

#### (1) 調査概況等連絡せん（別紙様式1）

調査の過程において、高額な追徴税額（加算税を含む。）、不正（重加算税の賦課）及び海外資産に係る高額な非違が見込まれる事案については、次表のとおり、別紙様式1「調査概況等連絡せん」を作成し、添付書類と共に局資産課税課（監理第2係）に、文書管理システムにより提出する。

なお、非違把握時（当初）は、把握した都度、概算で速やかに提出する。

	相続税	贈与税	譲渡所得	山林所得
提出基準	高額追徴	追徴税額 3,000万円以上(特官は5,000万円以上)	追徴税額 1,000万円以上	
	不正	2,000万円以上の不正財産 かつ追徴税額 500万円以上	不正を把握した 事案	不正所得 500万円以上 (特別控除及び1/2後)
※ 個人課税部門による調査事績を含む。				
添付書類	海外非違	海外資産（所得）に係る非違 5,000万円以上		
	顕著な事績	不正事実や非違事項の解明方法、調査展開が今後の参考となるもの（個人課税部門による調査事績を含む。）		
添付書類	非違把握時 (当初)	右記に加え、 ・相続関係図 ・調査優先度等判定表の写し	・質問応答記録書の写し ・調査経過記録書の写し ・その他参考資料	
	調査完了時 (終了)	右記に加え、 財産明細表の写し	・重要事案審議会事績書の写し ・調査事績書及び処理てん末の写し ・質問応答記録書の写し（未提出のものに限る） ・調査経過記録書の写し（同上） ・その他参考書類（同上）	

(2) 検査忌避等事案調査票

税務調査の過程において、検査忌避等があった場合は、令和5年7月4日付東局課一総2-15ほか9課合同「『検査忌避等事案調査票』の提出等について」指示に基づき、「検査忌避等事案調査票」を作成し、その詳細が明らかになる書類 [REDACTED] を添付した上で、速やかに、局資産課税課（監理第2係）に文書管理システムにより提出する。

(3) Web調査の実施状況

「実地調査における納税者等のWeb会議システムの使用について」（別途指示）に基づき、「Web調査の実施状況」を作成し、次の期限までに局資産課税課（監理第2係）に文書管理システムにより提出する。

なお、対象期間において処理を了した事案のうち、Web調査を実施した事案がない場合は、実施事案数を「0件」と記載する。

(4) 令和7事務年度「機動調査事績回報書」管理表兼処理事績報告書（別紙様式2）

前記第1の5「(1)『機動調査事績回報書』が回付された事案の確実な処理」において、所要事項を記載した「令和7事務年度『機動調査事績回報書』管理表兼処理事績報告書」を提出する。

(5) 令和6事務年度 総合譲渡所得の調査等事績一覧（別紙様式3）

局において、令和6事務年度における総合譲渡所得に係る調査等事績を基に「令和6事務年度 総合譲渡所得の調査等事績一覧」を作成し、各署に送付することから、署においては、作成要領に基づき、調査等の内容を入力し、当該ファイルを暗号化した上で、令和7年8月22日(金)までに局資産課税課（監理第2係）に文書管理システムにより提出する。

なお、提出時のファイル名は、各署へ送付した際のファイル名から変更しないことに留意する。

(6) 令和7事務年度暗号資産に係る実地調査の状況事績（別紙様式4）

令和7年7月1日から令和8年6月30日までに処理が完了した相続税及び贈与税の実地調査事案のうち、暗号資産の相続又は遺贈・贈与を把握した相続税事案及び贈与税事案について、「令和7事務年度暗号資産に係る実地調査の状況事績」を作成し、令和8年7月3日(金)までに局資産課税課（監理第2係）に文書管理システムにより提出する。

なお、該当がない場合には、「該当無し」として、別紙様式4を提出する。

(7) 電子帳簿保存法における重加算税の加重措置不適用に係る調査事績報告書

令和5年3月17日付東局課一総2-1ほか5課合同「電子帳簿保存法における重加算税の加重措置の適用に係る留意事項及び事例報告について」指示に基づき、統括官等は、「納税者に保存義務がない電磁的記録」に関する隠蔽又は仮装であるため本措置の適用がなかった事例について収集した場合、調査終了後、「電子帳簿保存法における重加算税の加重措置不適用に係る調査事績報告書」を作成し、以下の添付書類を添付した上で局資産課税課（監理第2係）に文書管理システムにより提出する。

- ① 調査結果の説明書その他非違の態様・手口が分かる資料
- ② 電帳法保存要件のチェックシート
- ③ 調査経過記録書
- ④ 争点整理票その他検討資料（作成した場合に限る。）
- ⑤ 質問応答記録書・調査報告書

※ ③～⑤の写しについては、関連する部分のみ抜粋することとして差し支えない。

(8) 継続2管理事案に対する実地調査等の状況（一件別）（別紙様式5-1及び別紙様式5-2）

継続2管理事案について、実地調査等（更正の請求等の処理に係る調査、実地の調査以外の調査及び行政指導を含む。）を実施した場合、調査完了時に当該調査を担当する資産課税部門の特官又は統括官（以下「特官等」という。）が別紙5-1又は別紙様式5-2の「継続2管理事案に対する実地調査等の状況（一件別）」を作成の上、局資産課税課（監理第2係）に文書管理システムにより提出する。

なお、個人課税部門の特官又は個人課税部門が実地調査を行った事案は、報告書作成のために必要な書類の引継ぎを受け、特官等が作成し、提出することに留意する。

継続2管理事案の確認は、KSK継続管理システムで行う。

○ KSKにおける継続2管理事案の確認方法

継続管理事務>グループ管理対象者の管理>基幹・構成員情報照会

## 調査概況等連絡せん

事案署

○○稅務署 資產○部門  
(統括官等氏名) ○○ ○○○

当初	高額	■	海外	顕著	リスクスコア	

税目	相続税	年 分	名簿番号	33の2	調査区分	特選事案	
被相続人	氏名			(歳)	相開始日	職業	団体名称
	住所						
関与税理士名				OB・非OB	役職等	(○支部)	
				OB・非OB		(○支部)	

申告状況		(千円)	相 続 人	別紙相関図のとおり 〔 <input checked="" type="checkbox"/> 行為者 <input type="checkbox"/> 行為者は丸囲み〕	担 当 者		着 手 日	R ..	
当初課税価格			<input checked="" type="checkbox"/> 行為者		同 行 者		調 査 日 数	日	
見込増差課税価格			争訟見込み						
うち <input checked="" type="checkbox"/> 分									
うち海外分									
見込追徴税額									
派生税額									
主な非違項目の内訳			(千円)						
財産の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 対象	海外財産							
計		0							
手 口									
調 査 経 過									
質問応答記録書作成件数			料調二課合同		機動特官支援		<input checked="" type="checkbox"/>		
うち初日作成分			機動課支援		国際官支援		連携調査		

資臨 6号

[共通(報告関係) 報告関係書類 事 5年]

調査概況等連絡せん

事案署 :

東京上野税務署 資産3部門  
(統括官等氏名) 統括 貴太郎

当初	高額	<input checked="" type="checkbox"/>	海外	顕著	リスクスコア
	○	<input type="checkbox"/>	○	<input type="checkbox"/>	

税目	相続税	年 分	名簿番号	33の2	調査区分	特送事案
被相続人	氏名			(歳)	相続開始日	職業
配偶者	住所					同上
専与税理士名				OB・非OB	役職等	(○支部)
				OB・非OB		(○支部)

調査着手等連絡せんをコピーして貼り付け

申告状況		(千円)	
当初課税価格		254,000	
見込増差課税価格		115,000	
うち	分	95,000	
うち海外分		40,000	
見込追徴税額		50,000	
派生税額		0	
主な非違項目の内訳		(千円)	
財産の種類	対象	海外財産	
現金	○	55,000	
海外不動産	○	○	40,000
生命保険契約			40,000
計		135,000	

相続人	別紙相関図のとおり ( <input checked="" type="checkbox"/> 行為者は丸囲み)	担当者	国税 太郎	専53	着手日	R6.7.20
<input checked="" type="checkbox"/> 行為者		同行者	築地 守	普78	調査日数	15日
争訟見込み	無			投書及び蓄積資料		
手口						
調査経過	別紙のとおり <div style="background-color: #cccccc; padding: 5px; text-align: center;">入力できない場合、別紙に記載</div>					
	質問応答記録書作成件数	5	料調二課合同	無	機動特官支援	無
	うち初日作成件	2	機動課支援	有	国際官支援	無
					連携調査	無

[共通(報告関係) 報告関係書類 事 5年]

調査経過



## 【別紙様式2】

(課一・資・監5)

第 号

令和 年月日

税務署長

東京国税局長 殿

## 令和7事務年度「機動調査事績回報書」管理表 兼 处理事績報告書

No.	税目	回報書の内容				処理状況											
		名簿番号 譲渡者氏名	機動調査 の対象者	(見込) 増差所得	うち	千円	千円	調査 担当者	調査 着手日	調査 完了日	申告額	調査額	増差額	うち	千円	千円	追徴税額
					分						千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1		—															
2		—															
3		—															
4		—															
5		—															
6		—															
7		—															
8		—															

(注) 1 本表は、特官(機動担当)から「機動調査事績回報書」の回付を受けたものについて、その回報内容及び署における処理事業を記載する。

2 本表は、事務年度ごとに作成することとし、事務年度末における処理未済事案については、その回報内容等を翌事務年度に移記する。

資臨 6号

〔共通(報告関係) 報告関係書類 事 5年〕

## 令和6事務年度 総合譲渡所得の調査等事績一覧

資料 6 加

[共通(報告關係)報告關係畫類 事 5年]

## 「令和6事務年度 総合譲渡所得の調査等事績一覧」の作成要領

令和6事務年度の総合譲渡所得の調査等事績一覧については、後日、KSK入力結果を記載したデータを送付するため、当該データへの修正・追記により作成する。

### 1 調査区分

KSK入力結果が入力されているので、以下の【調査区分】を確認し、誤りがある場合には赤字で正しい数字を入力する。

#### 【調査区分】

番号	項目	番号	項目
1	実地調査	5	実調以外・確認
2	実地調査以外の調査	6	行政指導
3	確認調査	7	行政指導・確認
4	実調・確認		

### 2 処理区分

KSK入力結果が入力されているので、「4：要更正」の入力内容を確認し、誤りがある場合には赤字で正しい数字を入力する。

なお、是認事案については、「長短区分」から「調査後総所得金額」の各項目に係る入力は不要である。

### 3 長短区分

KSK入力結果が入力されているので、「6：総合長期」又は「7：総合短期」の入力内容を確認し、誤りがある場合には赤字で正しい数字を入力する。

また、同一課税年分において、複数の譲渡物件について非違があった場合は、非違があった譲渡物件ごとに行を挿入して入力する（以下7まで同じ。）（挿入した行には、「局署番号」から「処理区分」及び「調査後総所得金

額」の内容をコピーするとともに、上下のセルと結合しないことに留意する。)。

- (注) 1 総合長期から総合短期に所得区分を是正する場合において、①「長短区分」のみを是正するときは、当該項目に赤字で正しい数字を入力し、②「長短区分」以外の項目を含めて是正するときは、行を挿入し、当該譲渡物件に係る是正後の内容を入力する（その際、是正部分を赤字で入力するなどは是正した内容が分かるようにする。）。
- 2 総合譲渡から分離譲渡に所得区分を是正した場合には、「長短区分」に赤字で「分離」と入力する（「長短区分」以外の項目に係る是正は不要である。）。

#### 4 譲渡物件

下表のうち該当するものを選択する。

なお、その他は、金、白金地金、金貨、白金貨以外の貴金属や該当するものがない場合に選択する。

金地金等（金・白金地金、金貨・白金貨）
書画・骨とう
ゴルフ会員権
営業権・のれん
特許権
著作権
土石（砂）
機械器具
その他

#### 5 増差譲渡所得金額

特別控除後、かつ、2分の1を乗じる前の譲渡物件ごとの譲渡所得の金額に係る増減差額を入力する。

#### 6 当該物件の当初申告の有無

非違のあった物件の当初申告における申告の有無（当初申告書自体の提出がある場合であっても、非違のあった

譲渡物件が申告されていなかった場合は「無」)について、「有」の場合には、「1：有」と入力する(「無」の場合には入力不要。)。

7 重加賦課の対象額

KSK入力結果が入力されているので、重加算税の対象額を確認し、誤りがある場合には正しい金額を入力する。

8 調査後総所得金額

調査後の総所得金額(申告書Bの⑨欄(令和元年分以前様式)又は⑫欄(令和2年分以降様式))を入力する。

令和7事務年度 暗号資産に係る実地調査の状況事績  
(令和8年6月末日現在)

税務署

(単位:千円)

No.	調査対象者			税目	処理年月	調査区分	非違の有無	重加算税賦課の有無	増差課税価格		課税価格	増差本税額	加算税額
	課税年分	名簿番号	氏名						内暗号資産	内暗号資産	内暗号資産		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合計							0	0	0	0	0	0	0

資臨 6 号

[共通(報告関係)報告関係書類 事 5年]

## 「令和7事務年度 暗号資産に係る実地調査の状況事績」の記載要領等

### 1 共通事項

本表は、実地調査において暗号資産の相続又は遺贈・贈与を把握した事案について記載する。

なお、①当初申告や資料情報等により事前に暗号資産に係る取引、相続又は遺贈・贈与の事実を把握していた事案（実地調査事績の処理区分を「是認」又は「非課税」としたものを含む。）、②実地調査を実施した結果、暗号資産に係る相続又は遺贈・贈与を把握し、暗号資産に係る非違があった事案を記載の対象とする。ただし、資料調査システムに登録されている調査対象者に係る「資金情報明細表（預金残高等情報）」の収集担当者欄に「電子商取引担当（K）」と記載されているものは除く（注）。

（注）「資金情報明細表（預金残高等情報）」の収集担当者欄に「電子商取引担当（K）」と記載されているものについては、資料調査システムにおいて、調査事績等を入力することに留意する。

### 2 記載要領

- (1) 「調査対象者」欄には、「課税年分」、「名簿番号」及び「氏名（被相続人名又は受贈者名）」を記載する。
- (2) 「税目」欄には、「相続税」又は「贈与税」のいずれかを記載する。
- (3) 「処理年月」欄には、実地調査事績の入力が完了した年月を記載する。
- (4) 「調査区分」欄には、「税目」欄が「相続税」の事案に限り、「特別調査」、「一般調査」又は「短期実地調査」のいずれか記載する。
- (5) 「非違の有無」欄には、調査事績の処理区分を「是認」又は「非課税」とした場合は「0」、「要更正」とした場合は「1」を記載する。また、「内暗号資産」欄には、暗号資産に係る非違がなかった場合は「0」、非違があった場合は「1」を記載する。
- (6) 「重加算税賦課の有無」欄には、重加算税を賦課しなかった場合は「0」、賦課した場合は「1」を記載する。また、「内暗号資産」欄には、暗号資産に係る非違について重加算税を賦課しなかった場合は「0」、賦課した場合は「1」を記載する。
- (7) 「増差課税価格」欄には、増差課税価格を記載し、「内暗号資産」欄には、暗号資産に係る増差課税価格を記載する。

- (8) 「[ ]課税価格」欄には、増差課税価格のうち重加算税の賦課対象となった金額を記載し、「内暗号資産」欄には、暗号資産に係る増差課税価格のうち重加算税の賦課対象となった金額を記載する。
- (9) 「増差本税額」欄には、増差本税額を記載する。
- (10) 「加算税額」欄には、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の合計額を記載し、「内重加算税額」欄には、重加算税の金額を記載する。

継続2管理事案に対する実地調査等の状況（一件別）  
 （令和7年12月末日現在・令和8年6月末日現在）

## I 所得税関係

## 1 対象者情報

対象者情報	局番号	整理番号	主な申告内容			海外資産開連事業	国外財産の出	財産債務の出	署
	年分	名簿番号	上場・一般・土地・その他 収入金額(千円)	上場・一般・土地・その他 収入金額(千円)	上場・一般・土地・その他 収入金額(千円)				署
			所得金額(千円)	所得金額(千円)	所得金額(千円)				署
									署

## 2 文書照会事績

資料集状況の 情報	センターでの入力(件)	署での入力・作成			
		重要資料(件)	103資料(件)	114資料(件)	各課部門事務連絡せん(件)
使譲用渡状況金等の 情報	使用状況	使用先の名称	本支店の名称又は住所(所在地)	名義	金額(千円)

## 3 実地調査事績（実地調査・文書照会⇒実地調査）

実地調査の状況等	調査対象者の選定に当たって参考とした資料情報及びその内容				
	調査担当	処理区分	調書に係る非違等		
			調書の種類	該当	金額(千円)
			国外財産調書		
非違の内容					
使譲用渡状況金等の 情報	使用状況	使用先の名称	本支店の名称又は住所(所在地)	名義	金額(千円)
保上有記状況以外の運資用産先の 情報					
資料集状況の 情報	重要資料(件)	103資料(件)	114資料(件)	各課部門事務連絡せん(件)	合計(件)

資臨 6号

[共通(報告関係)報告関係書類 事 5年]

## 「継続2管理事案に対する実地調査等の状況（一件別）」の記載要領

### 1 共通事項

- (1) 本表は、調査対象者ごと（人員ベース）に記載する。

なお、調査対象者に複数年分の譲渡があった場合は、収入金額等を土地等譲渡・株式等譲渡の別に合計した上で記載する。

- (2) 本表は、継続2管理事案の管理基準のうち、高額譲渡（山林）所得者及び高額株式等譲渡所得者基準に該当する者について、行政指導（文書照会）及び実地調査（センターでの文書照会の結果、署において実地調査を実施した事案を含む。）が完了した場合に記載する。

なお、資産課税（担当）職員以外の職員（個人特官、個人課税（担当）部門職員等）が、実地調査を行った場合にも記載することに留意する。

### 2 「1 対象者情報」

- (1) 「年分」欄は、調査の対象となった申告に係る年分を記載する（複数年分の譲渡がある場合は、全ての年分を記載し、1(2)の管理基準に該当した年分について○印を付す。）。

- (2) 「名簿番号」欄は、複数年分の譲渡がある場合は、年分ごとに名簿番号を記載する。

- (3) 「主な申告内容」欄は、調査対象者の株式等譲渡所得（上場株式及び一般株式）・土地等譲渡所得・その他の所得について、主なものを記載する。

- (4) 「上場」、「一般」、「土地」欄は、継続2管理基準に該当する所得について○印を付す。

- (5) 「海外資産関連事案」欄は、海外資産関連事案の該当・非該当を選択する。

※ 該当する事案については、海外資産関連事案の連絡シートにも記載することに留意する。

- (6) 「国外財産調書の提出」及び「財産債務調書の提出」欄は、調査対象者の調査前における国外財産調書及び財産債務調書の提出の有無を選択する。

### 3 「2 文書照会事績」

- (1) 「センターでの入力(件)」欄は、センターにおいて文書照会の回答書から入力した「資産の所有等に関する資料せ

- ん（No.114）」の件数を記載する
- (2) 「署での入力・作成」欄は、センターから回付された回答書から、署において入力又は作成した各資料情報の件数を記載する。
- (3) 「譲渡代金の使用状況等」欄には、文書照会の回答書に記載された内容を、使用状況に応じて以下の通り記載する。
- イ 使用状況  
回答書の使用状況が記載されている項目を選択する。
- ロ 使用先の名称  
金融機関、証券会社又は借入（貸付）先の名称、贈与先の名称若しくは購入した資産の名称等を記載する。
- ハ 本支店の名称又は住所（所在地）  
□で記載した名称の本支店名又は住所（所在地）等を記載する。
- 二 名義  
金融機関、証券会社、借入（貸付）の名義人又は不動産若しくはその他資産の購入時の名義人を記載する。
- 4 「3 実地調査事績（実地調査・文書照会⇒実地調査）」  
以下のとおり、記載する。  
なお、申告審理の状況に応じて「（実地調査・文書照会⇒実地調査）」の該当区分に○を付す。
- (1) 「調査対象者の選定に当たって参考とした資料情報及びその内容」欄  
調査対象者の選定に当たり参考とした資料情報やその内容等について記載する。  
(例)  
① [REDACTED]  
② [REDACTED]  
③ [REDACTED]  
④ [REDACTED]  
⑤ [REDACTED]
- (2) 「調査担当」欄及び「処理区分」欄  
各項目に応じた内容を記載する。

(3) 「調書に係る非違等」

「該当」欄は、調査により国外財産調書及び財産債務調書の新規提出又は修正（増額）があった場合、その提出の態様を選択し、「金額（千円）」欄は、提出された調書の総額を記載する。

(4) 「非違の内容」欄

調査の結果、非違があったものについてその内容を記載する。

なお、調査対象者本人以外の贈与税に係る非違が見込まれる場合は、「非違の内容」欄に非違が見込まれる件数、事案の局署番号、年分、名簿番号及び金額を記載する。

また、[REDACTED] は、該当する場合に○を付す。

※ [REDACTED] とは、平成21年7月8日付課一総5-15「『内国税に関する資料情報事務の事務提要』の制定について」事務運営指針において、[REDACTED]

[REDACTED] をいう。

(5) 「譲渡代金の使用状況等」欄及び「上記以外の資産の保有状況・運用先」欄

上記3(3)に準じて記載する。

なお、「上記以外の資産の保有状況・運用先」欄の「使用状況」欄は記載を要しない。

(6) 「資料情報の収集状況」欄

実地調査により、署において入力又は作成した各資料情報等の件数を記載する。

継続2管理事案に対する実地調査等の状況（一件別）  
 （令和7年12月末日現在・令和8年6月末日現在）

## II 相続税関係

## 1 対象者情報

対象者情報	局署番号	整理番号	海外資産 関連事案	調査担当	処理区分	署
	年分	名簿番号				

## 2 蓄積資料の活用状況

蓄積資料内容	出力件数	左のうちの個人課税収集資料		個人課税収集資料がある場合の活用効果			
		出力件数	収集局署部門	当初申告	増差効果	効果ありの場合の増差課税価格	左のうち重加対象課税価格
預貯金							
上場株式							
非上場株式							
投資信託							
金地金							
債券							
ゴルフ会員権							
資金庫							
その他							
合計							

## 3 実地調査事績

実地調査の状況等	非違の内容								
	( )								
	調査に係る非違等								
	調査の種類	相続人1 該当	相続人1 金額(千円)	相続人2 該当	相続人2 金額(千円)	相続人3 該当	相続人3 金額(千円)	相続人4 該当	相続人4 金額(千円)
	国外財産調書								
	財産債務調書								

## 4 蓄積資料の収集状況

収集状況	114資料(件)

資臨 6号

[共通(報告関係)報告関係書類 事 5年]

## 「継続2管理事案に対する実地調査等の状況（一件別）」の記載要領

### 1 共通事項

本表は、被相続人が継続2管理対象者のうち、大口資産家に該当する者について、相続税の実地調査（机上調査を含む。）が完了した場合に記載する。

### 2 「1 対象者情報」

- (1) 「局署番号」、「年分」、「整理番号」及び「名簿番号」は、被相続人に係るものを記載する。
- (2) 「海外資産関連事案」欄は、海外資産関連事案の該当・非該当を選択する。  
※ 該当する事案については、海外資産関連事案の連絡シートにも記載することに留意する。
- (3) 「調査担当」欄には、調査担当者の所属（○○署資産特官、資産○部門、○○署個人特官、個人○部門等）を記載する。
- (4) 「処理区分」欄には、「要更正」「申告是認」の別に記載する。

### 3 「2 蓄積資料の活用状況」

本欄は、当該調査事案に添付のある「相続税資料カード兼準備調査書（第3表）」（以下「第3表」という。）に出力されている「資産の所有等に関する資料せん（114）」に基づいて記載する。

- (1) 「出力件数」欄は、「蓄積資料内容」に応じた財産等の種類別の出力件数を記載する。
- (2) 「左のうち個人課税収集資料」欄は、第3表の「資産の所在地・名称」欄に記載されている「収集局署・部門」が個人課税部門である場合に、その蓄積資料内容別・局署部門別に記載する。
- (3) 「個人課税収集資料がある場合の活用効果」欄は、上記(2)「左のうち個人課税収集資料」欄に記載がある場合、以下の区分に応じて記載する。
  - イ 「当初申告」欄は、当該資料せん内容について当初申告に計上のある件数を記載する。
  - ロ 「増差効果」欄は、当該資料せん内容が直接・間接を問わず増差につながった場合に、その件数を記載する。
  - ハ 「効果有の場合の増差課税価格」欄は、上記ロで件数の記載がある場合に、当該資料せんに基づく増差課税価格を千円単位で記載する。

二 「左のうち重加対象課税価格」欄は、上記ハで増差課税価格の記載があるもののうち、重加算税対象課税価格がある場合に、その課税価格を千円単位で記載する。

#### 4 「3 実地調査事績」

(1) 「非違の内容」欄は、調査の結果非違があったもののほか、非違が見込まれるもの（自署管内以外の受贈者に係るもの等）についてもその内容を記載する。

なお、「非違の内容」欄の

は、該当する場合に○を付す。

※ [REDACTED] とは、平成21年7月8日付課一総5-15「『内国税に関する資料情報事務の事務提要』の制定について」事務運営指針において、[REDACTED]

(2) 「調書に係る非違等」欄は、調査により「国外財産調書」及び「財産債務調書」の新規提出又は修正（増額）があった相続人ごとに記載する。

なお、「該当」欄は、その提出の態様を選択し、「金額（千円）」欄は、提出された調書の総額を記載する。

#### 5 「4 蓄積資料の収集状況」

調査において収集した114資料の件数を記載する。